

四日市市教委訓令第1号

事務局
各公所

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月23日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程
四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程（昭和62年教育委員会訓令第5号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第4条関係）課長等専決事項 （略） 博物館副館長 （略）	別表（第4条関係）課長等専決事項 （略） 博物館副館長 （略） <u>スポーツ課長</u> <u>（1） 運動施設及び運動用具の使用許可</u> <u>（2） スポーツ関係行事の計画に関すること。</u> <u>（3） ドーム関係行事の計画に関すること。</u> <u>（4） スポーツ推進審議会の庶務に関すること。</u> <u>国体推進課長</u> <u>（1） 三重とこわか国体四日市市準備委員会の庶務に関すること。</u> <u>（2） 国体等の開催に係る総合調整に関すること。</u>

指導課長
(略)

指導課長
(略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。